

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年10月5日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	証紙による収納について 証紙による収納について、証紙収納報告で不適切なものがあつた。（中讃土木事務所）	建設業許可更新に係る証紙収納報告の集計誤りについては、会計課と協議の上、平成19年6月21日付け過年度修正益にて収入処理を行った。
検討指示事項	ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、引き続き計画的・重点的な登記事務処理の推進を図る必要がある。（土木監理課）	過年度未登記処理のため、法務局職員OBを嘱託職員として採用し対応してきたが、適任者の補充が困難となっている。今後は、登記担当職員により、計画的に未登記案件の処理を行っていききたい。
	イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について 廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。（道路課、河川砂防課）	廃道敷の適正な管理に努め、地元市町や関係者との協議により市町道への移管、緑地帯としての活用、売却処分などの促進を図る。（道路課） 廃川敷の現状把握に努め適正な管理を図るとともに、関係者との協議を積極的に進めることによって、売却、貸付や移管等の処分に努める。（河川砂防課）
	ウ 県施行建設事業に係る市町負担金について 県施行建設事業に係る市町負担金について、納付期限を過ぎて納付されていたものがあつたので、関係市町と協議を行い、県事業の円滑な遂行に努める必要がある。（道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課）	土木部のみならず、当該負担金を徴している全ての関係課で構成する「建設事業に係る市町負担金研究会」で対応策の検討を進めるとともに、関係部局が連携して関係市町と協議を行い、前期分の納付割合や繰越分の取扱いについて、より県の支出状況に見合った納付方法とすることで納期内納付について理解が得られたため、19年度から

<p>エ 税外未収入金について</p> <p>県営住宅使用料、占用料等に係る税外収入については、日常の債権管理を適正に行うとともに、税外未収入金については、有効な回収措置を講ずるよう検討する必要がある。（道路課、港湾課、都市計画課、住宅課、高松土木事務所、中讃土木事務所、高松港管理事務所、小豆総合事務所）</p>	<p>は期限内に納付される見込みである。</p> <p>県営住宅使用料の未収入金については、未払者への督促や連帯保証人に納入指導等の措置を講じたり、長期（多額）滞納者については法的措置を行う等の取組を進めている。今後、これまでの取組を強化するとともに、新たな未収入金回収のための方策を検討したい。（住宅課）</p> <p>その他の税外未収入金についても滞納者への督促、債権の申し出等により一層の適正な管理に努めてまいりたい。（道路課、港湾課、都市計画課、高松土木事務所、中讃土木事務所、高松港管理事務所、小豆総合事務所）</p>
---	--